

# 法定技能講習等の

## 「作業の内容又は選任基準」・「受講資格又は対象者」

	講習名称	作業の内容又は選任の基準	受講資格または対象者
技 能 講 習	<b>31時間コース</b> フォークリフト運転 (安衛法第 61 条)	最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大荷重をいう。)が 1t 以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	普通、準中型、中型、又は大型自動車免許証所持者(講習科目の一部免除要件)
	玉掛け (安衛法第 61 条)	制限荷重 1t 以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	未経験者コース、経験者コースがあります。 コースにより講習科目の受講の一部免除を受けることができます。 詳しくは、支部・地区協会にお問い合わせください
	ガス溶接 (安衛法第 61 条)	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	ガス溶接業務に就く者
	プレス機械 (安衛法第 14 条)	動力により駆動されるプレス機械を 5 台以上有する事業場において行う当該機械による作業(シャー・鍛造プレス・型打ち機を除く)	5 年以上の実務経験者
	足場の組立て等 (安衛法第 14 条)	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)張出し足場又は高さが 5m 以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	① 当該作業に関し作業経験 3 年以上の者 ② 大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻し卒業した者で当該作業に関し 2 年以上の経験者 (H29 年 7 月 1 日以降の経験は特別教育修了者のみ)
	乾燥設備 (安衛法第 14 条)	次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業 イ. 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が 1 m <sup>3</sup> 以上のもの ロ. 乾燥設備のうち、イ の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時 10kg 以上、液体燃料にあつては毎時 10ℓ 以上、気体燃料にあつては毎時 1 m <sup>3</sup> であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が 10kW 以上のものに限る。)	① 5 年以上の乾燥設備取扱実務経験者 ② 理科系大(理科系高等専門学校含む)卒後 1 年以上の乾燥設計、製作、検査取扱経験者 ③ 理科系高卒後 2 年以上の乾燥設備の設計製作検査取扱経験者
	はい (安衛法第 14 条)	高さが 2m 以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。)	はい付け又ははいくずしの作業に 3 年以上従事した経験を有する者
	<b>14 時間コース</b> 高所作業車運転 (安衛法第 61 条)	作業床の高さが 10m 以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	① 普通、準中型、中型、又は大型自動車免許証 ② フォークリフト、ショベルローダー等、車両系建設機械の整地等、及び解体用、基礎工専用又は、不整地運搬車のいずれかの技能講習修了証所持者 (講習科目の一部免除要件)
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等 (安衛法第 14 条)	安衛施行令別表第 3 に掲げる特定化学物質を製造、又は取り扱う作業及び同施行令別表 5 第 1 号から第 6 号まで又は第 8 号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業	作業主任者の業務に就く者
	石綿 (安衛法第 14 条)	石綿若しくは石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業(試験研究のための取り扱う作業を除く。)、又は試験研究のための作業	作業主任者の業務に就く者
有機溶剤 (安衛法第 14 条)	屋内作業場又はタンク、船倉、坑等の内部において一定の有機溶剤(当該有機溶剤と以外のものとの混合物で有機溶剤を当該混合物の重量の 5% を超えて含有するものを含む。)を製造し、又は取扱う業務	作業主任者の業務に就く者	
鉛 (安衛法第 14 条)	安衛施行令別表第 4 第 1 号から第 10 号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う遠隔室におけるものを除く。)に係る作業	作業主任者の業務に就く者	
酸素欠乏・硫化水素危険 (安衛法第 14 条)	安衛施行令別表第 6 第 3 号の 3、第 9 号又は第 12 号に掲げる酸素欠乏危険場所(同号に掲げる場所にあつては、酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る。)における作業	作業主任者の業務に就く者	

	講習名称	作業の内容又は選任の基準	受講資格または対象者
特別教育	酸素欠乏等危険作業 (安衛法第 59 条)	安衛則第 36 条 26 号に掲げる業務	安衛法施行令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所に係る業務の従事者
	ダイオキシン類ばく露防止 (安衛法第 59 条)	安衛則第 36 条 34 号から第 36 号までに掲げる業務 廃棄物の焼却施設に関する業務	① 廃棄物の焼却施設において、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務の従事者 ② 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務の従事者 ③ 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴う ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務の従事者
	足場の組立て等	安衛則第 36 条 39 号に掲げる業務	足場の組立て等の作業に従事する者(足場の組立て等作業主任者技能講習修了者を除く)
	フルハーネス型安全帯 (学科のみ)	安衛則第 36 条 41 号に掲げる業務 高さ 2m 以上の作業床を設けることが困難な箇所で、フルハーネス型墜落制止用器具(安全帯)を使用する業務	胴ベルト型安全帯を使用する作業に 6 ヶ月以上従事した経験者
	6 時間コース フルハーネス型安全帯 実技付き		フルハーネス型安全帯を使用する業務に従事する者
安全衛生講習等	安全管理者選任時研修 (安衛法第 5 条)	安衛施行令第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる業種(建設業・製造業等)の事業場で、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場	安全管理者の職務に就く者
	一般コース 職長等安全衛生教育 (安衛法第 60 条)	安衛施行令第 19 条職長等の教育を行うべき業種のうち建設業・造船業以外の事業場	職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者
	建設コース 職長・安全衛生責任者教育	安衛施行令第 19 条職長等の教育を行うべき業種のうち建設業・造船業の事業場	職長・安全衛生責任者教育の職務に就く者
	未熟練労働者(新入社員等)の安全衛生教育	全業務	新たに雇い入れた者等
	安全衛生推進者養成講習 (安衛法第 12 条の 2)	安衛施行令第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる業種(建設業・製造業等)の事業場で、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場	安全衛生推進者の職務に就く者
	衛生推進者養成講習 (安衛法第 12 条の 2)	安衛施行令第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる業種以外の事業場で、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場	衛生推進者の職務に就く者
能力向上教育	有機溶剤作業主任者 能力向上教育	有機溶剤業務	有機溶剤作業主任者又は有機溶剤作業主任者技能講習修了者でおおむね 5 年以上経過した者
	特定化学物質作業主任者 能力向上教育	特定化学物質取扱い業務	特定化学物質作業主任者又は特定化学物質作業主任者技能講習修了者でおおむね 5 年以上経過した者
	一般コース 職長等能力向上教育	職長等の業務	① 職長等業務に従事する者でおおむね 5 年以上経過した者 ② 職長等安全衛生教育修了者で、おおむね 5 年以上経過した者
	建設コース 職長・安全衛生責任者 能力向上教育	職長・安全衛生責任者等の業務	職長・安全衛生責任者教育終了後、おおむね 5 年以上経過した者
	安全管理者能力向上教育	安全管理者の業務	安全管理者又は安全管理者選任時研修修了者でおおむね 5 年以上経過した者
	衛生管理者能力向上教育	衛生管理者の業務	衛生管理者又は衛生管理者免許(第 1 種又は第 2 種)取得後おおむね 5 年以上経過した者